

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社メニコン			コード	7780
提出日	2026/6/10	異動（予定）日	2026/6/26		
独立役員届出書の提出理由	2026年6月26日開催の定時株主総会で、竹内氏と増本氏が新たに社外取締役に就任することに伴い、独立役員に選任するため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	渡辺 真吾	社外取締役	○										△					有
2	柳川 勝彦	社外取締役	○													○		有
3	寺崎 浩子	社外取締役	○													○		有
4	竹内 裕美	社外取締役	○													○	新任	有
5	増本 勝彦	社外取締役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	当社の会計監査人である現EY新日本有限責任監査法人に所属しておりますが、2017年6月を持って退職しております。	渡辺真吾氏は、2018年より当社社外取締役として監査委員に就任しており、当社の経営に適切な助言・監督をいただいております。公認会計士として海外における豊富な経験により、国際会計に詳しく、財務経理全般に高い見識を有しており、これらの実績と豊富な見識・経験から、客観的に経営の監督を遂行いただくことが期待されるため、社外取締役候補者としております。 同氏は、東京証券取引所が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。渡辺真吾公認会計士事務所と当社グループとの取引関係はありません。
2		柳川勝彦氏は、2021年より当社社外取締役として指名委員、監査委員に就任しており、当社の経営に適切な助言・監督をいただいております。グローバルに展開する企業の経営者として経営に関する高い見識と監督能力を有しており、特にアジア・中国における経営、マーケティングに対する豊富な見識・経験を生かし独立した客観的な立場から当社経営の監督を遂行いただくことが期待されるため、社外取締役候補者としております。 同氏は、東京証券取引所が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。
3		寺崎浩子氏は、2024年より当社社外取締役として監査委員に就任しており、当社の経営に適切な助言・監督をいただいております。医学博士、日本眼科学会専門医・指導医であり医師、研究者として眼科医学分野における実績を有しており、多様な学会の理事長として学術研究の発展に貢献しております。これらの実績と豊富な見識・経験から、客観的に経営の監督を遂行いただくことが期待されるため、社外取締役候補者としております。 同氏は、東京証券取引所が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。
4		竹内裕美氏は、弁護士として法務全般への幅広い経験と高い見識を有しており、これらの実績と豊富な見識・経験から、客観的に経営の監督を遂行いただくことが期待されるため、社外取締役候補者としております。 同氏は、東京証券取引所が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。鬼頭・竹内法律事務所と当社グループとの取引関係はありません。
5		増本勝彦氏は、財務、IR、人事、広報等コーポレート全般を経験し企業変革を進めてきた実績があり、多国籍マネジメントの経験もあり異文化対応力とグローバルなコミュニケーションに強みを有しております。これらの経験を生かし独立した客観的な立場から当社経営の監督を遂行いただくことが期待されるため、社外取締役候補者としております。 同氏は、東京証券取引所が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。